

第4回GISセミナー・討論会 「地理情報の新たな動向と利活用について」

- ・ 日本大学文理学部地理学科
高阪 宏行 教授
- ・ 岩手県環境保健研究センター
菅原 龍江 上席専門研究員
- ・ KDDI研究所インターネットアプリケーショングループ
高木 悟 主査
- ・ (コーディネータ)岩手県立大学ソフトウェア情報学部
阿部 昭博 助教授



(阿部助教授) 岩手県はノースカロライナ州との学術交流を4、5年ほど前から行っていますが、GISに関してノースカロライナ州では産官学がどのような形で推進の組織を作っているのか御紹介いただけますか。

(高阪教授) 情報調整委員会と分析センター
産官学が共通で討論できる場のひとつとして情報調整委員会があると思います。委員会では官が受け手で民と学が投げる方ですが、県内でどんな情報が必要かお互いにできる範囲で調整しながら組織的に収集していくということが可能です。またアメリカでは分析センターを州で作っていてデータを持ち込むとプロが分析して結果を出してくれます。さらに教育に対しても、州内に立地したいという民間の企業に対しても、必要なデータや技術を提供できます。

(阿部助教授) 行政サービスと位置情報サービスの接点のようなものについて御紹介いただけますか。

(高木主査) 緊急通報は携帯電話から行われている
一番重要なのは緊急通報です。特に日本でも最近、緊急通報の発呼するものになっているのが固定電話よりも携帯電話の方が上回ったという統計情報も出ていたと思います。さらに、バスがどこを運行しているかとか、市民サービスのためのインフラや施設がリアルタイムでどういうものが使える状態にあるかという行政情報の提示は情報サービスと非常によく連動するのではないかと期待しているところです。

(阿部助教授) 実証実験レベルにおいて、ハンディキャップのある人の歩行のナビゲーションは今のところ実用化に向けてどういう動きになっていますか。

(高木主査) 携帯電話はまだ改良の余地がある
携帯電話そのものがまだ改良の余地があります。特に高齢者のために携帯電話の画面を見やすくしたり、より音声的なナビゲーションが行えるように検討されていると思います。また、組み込み型のコンピュータというものも今後普及していけば、様々な端末や社会インフラにコンピュータやコンピュータ画面が組み込まれていくことで、より障害者の方々とか高齢者の方々への社会インフラとしてのサービスが充実していくのではないのでしょうか。

(阿部助教授) 「市民からの書き込みで、いたずらやガセ情報はありますか。その対策は何か工夫されていますか」という質問です。

(菅原上席専門研究員) 書き込みにはIDとパスワードが必要
一般からの書き込みにつきましては、IDとパスワードを設け、そのIDを持っている人だけが書き込めるという仕組みを作っています。また公開する場合は、採取の原因となるので貴重種の場所は大体この辺にあるという程度の情報にしています。

(阿部助教授) 「GISは政策決定の場に市民が参画するツールになるのではないか」という質問です。

(高阪教授) GISは市民の政治参画するツールになる

GISの目標は政策決定のデシジョンメイキングに使うことです。例えば原子力発電所の立地などの場合、企業と民間の間を行政が調整するわけですが、そのときにGISが議論の共通の基盤を提供することができると思います。また、最近、コーポレイティブGISといって、お互いに意見を言い合って、共通の理解のもとで政策を決定するGISという研究が進んでいますので、将来、導入されてくるのではないのでしょうか。

(高木主査) 行政のシステムではGISの基本機能の充実が優先

GISによる分析の基本機能は、絵が重ねられること、絵がインターネットでも使えるようになることの2点です。まずはこの点が行政のシステムに情報公開の仕組みとして導入されていけば効果が出ると思います。

(阿部助教授) 「統合型GISの共用データベースとして自然環境データベースを県庁や市町村に提供されますか」という質問です。

(菅原首席専門研究員) 許諾をとりながら公開

当方で全部つくったものでもないで、相手方と調整して、ある程度許諾を取りながら公開しています。それを超えた範囲での提供は少々難しいです。

(阿部助教授) 「携帯等の移動体端末を利用した位置情報サービスが将来的に地域の地理情報サービスにどのように具現化されていくのか」という質問です。

(高木主査) 携帯の普及とともに位置情報サービスも進む

自治体の方で、GPS携帯等を使われた取り組みは、G・XML等で拝見しているように、徐々に使われています。さらに、もっと携帯電話が普及すれば、自治体側としてもより積極的に位置情報サービスとして使っていきたいといったモチベーションが出てくるのではないかと思います。

(阿部助教授) 「地図を使う場合の著作権はかなり難しい問題なのでは」という質問です。

(菅原首席専門研究員) 地図を公開するには許可が必要

インターネット上で地図を公開するためには許可が必要なので申請手を当方で行って、必ず記載するようにしていました。従って公開している情報をそのまま使うことは基本的に認められています。しかし、それから先となると、地図そのものについてはコメントが入った状態で使ってください。

(高木主査) 著作権問題への提案

例えばベースの地図の上にチョウの分布を誰かが学校で描いたとします。下の地図をコピーして提供するの著作権に引っかかりますが、上に描いたチョウの分布の点だけを学校で公開する分には大丈夫です。利用者は国土地理院の地図とこれを重ねれば見られますよという形で提示すれば著作権の問題はある面クリアされます。

(阿部助教授) GISは産官学民の連携のネットワークをベースに推進する必要がある

今日の討論を総括するとGISや地理情報は行政業務の効率化や住民サービスの向上だけでなく、NPOや市民活動を活性化する上でも有効なツールになるということだと思います。ただ、それをうまく使っていくには、まだ敷居の高い道具ですので、行政あるいは住民が単独で入れるというよりも、地元の地域の産業界、大学をうまく巻き込んだ産官学民の連携のネットワークをベースに推進する必要があるのではないかと思います。